

三重県都市計画審議会運営要綱

平成3年3月19日施行
平成9年10月15日一部改正
平成11年7月30日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成13年10月25日一部改正
平成14年10月11日一部改正
平成17年2月9日一部改正
平成19年7月20日一部改正
平成20年10月15日一部改正
令和3年3月29日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和5年11月7日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県都市計画審議会条例（昭和44年三重県条例第37号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、三重県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(会長の選任)

第2条 条例第4条第1項に定める会長の選任選挙の方法は無記名投票とし、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、同一得票数の者につき、決選投票を行って定めるものとする。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第一項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選任を行うものとする。

(委員の代理)

第4条 条例第2条第1項第2号に掲げる者は、組織としての意思を代表して表明する立場であることから、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、議事に参加し、決議に加わることができる。

(都市計画小委員会)

第5条 審議会は、条例第3条第1項及び第2項にいう特別の事項又は専門の事項を審議するにあたって、審議会審議の予備審議機関として、都市計画小委員会（以下「小委員会」という。）を設けることができる。

- 2 小委員会は、会長が指名した委員をもって構成する。
- 3 審議会は、必要なときに小委員会に予備審議内容を報告させ、審議することができる。

(常務委員会)

第6条 条例第7条に基づく常務委員会で処理することができる事項は次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画の名称の変更
- (2) 都市計画法第21条の5第2項の規定による審議会の意見

(議事の説明者)

第7条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(会議の原則公開)

第8条 審議会の会議は、これを原則公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。

- (1) 三重県情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合
- 2 傍聴の要領については別途定める。

(意見陳述)

第9条 審議会での住民の意見陳述は、法にその根拠が定められている場合に限り、これを認めることができる。

- 2 意見陳述の要領については別途定める。

(議事録)

第10条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名するものとする。

- 2 議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 開会、閉会の日時及び場所

(2) 出席した委員及び臨時委員の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事の概要

(5) その他審議会の経過に関する事項

3 審議会の議事録は、三重県情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報を除き、これを公開する。

(Web会議システムを利用した会議への出席)

第11条 委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）及び第4条によりその職務を代理すると認められる者は、原則として対面で審議会の会議に出席するものとする。ただし、やむを得ない事情により対面で審議会の会議に出席できない場合は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web会議システムによる出席は、条例第6条第2項及び第3項に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合は、当該Web会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めがない事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。